

## 子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業 委託にかかるプロポーザル実施要領

### 1 目的

本事業は「子どもファーストのまち東大阪」ブランドの確立に向けて、子ども・子育てに力を入れる自治体として全国的な認知度の向上に取り組み、市民に対しては「住み続けたいまち」として定住促進と人口流出の抑制、市外の方に対しては「住みたいまち」として転出先に選ばれることにより「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」の推進につなげるもの。

### 2 事業の概要

#### (1) 業務名

子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業

#### (2) 業務内容

子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業委託仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

#### (4) 予算額

18,000,000円(税込)

内訳：12,000,000円(令和8年度)

6,000,000円(令和9年度)

なお、各年度の予算額を超過した見積をした事業者は失格とする。また、消費税は10%で算出すること。

### 3 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者は、次の参加要件をすべて満たすものとする。

- (1) 東大阪市財務規則(以下、「規則」という。)第86条に基づく令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿に登載されている者。ただし、規則第88条に基づく資格審査の申請中であり、規則第86条に定める入札参加資格を備えている者と認められる場合は、この限りではない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 東大阪市入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

#### 4 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 企画提案書・見積書の提出期限に遅れがあった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (3) 本実施要領に記載する制約事項に違反した場合
- (4) 本件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市職員に直接又は間接の連絡を求めた場合
- (5) プロポーザル参加申込書及び企画提案書提出後から受託候補者の決定までの間に、本市から入札参加停止等の措置を受けた場合
- (6) 企画提案書における見積書が予算額を超える金額であった場合

#### 5 公募スケジュール

項番	内容	日時
1	公募開始	令和8年4月17日（金）
2	質問受付期限	令和8年4月24日（金）
3	質問への回答期限	令和8年4月28日（火）
4	書類（参加申込書・企画提案書等）提出期限	令和8年5月13日（水）
5	プレゼンテーション実施案内通知	令和8年5月14日（木）
6	プレゼンテーション	令和8年5月18日（月）
7	受託候補者の決定・公表・通知	令和8年5月19日（火）
8	業務委託契約締結	令和8年6月1日（月）

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

- ・メールで受付とする。（電話・FAX等は不可。）
- ・質問受付期限はスケジュールのとおり。
- ・件名を「子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業」に関する質問（事

業者名)とし、【様式3】質問書に必要事項記入のうえ、ワード形式で添付すること。

(2) 回答について

- ・質問の回答は、企画財政部企画室企画課のウェブサイトにて行う。
- ・回答日はスケジュールのとおり。

(3) 留意事項

- ・質問受付期限以降の質問に関しては回答を行わないので、期限を厳守すること。  
 なお、質問がない場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

7 提出する書類について

本業務の提案に参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送し、電子データについてはデータ送信(ただし、データ送信について、本市の受信上限が5MBのため、大容量ファイル送信サービスを利用し送付すること。)により提出すること。なお、電子メール到達確認のため、電子メール送信後に電話確認すること。メールアドレス及び電話番号については、最終ページにある問合せ先に記載する。

(1) 提出書類

項番	提出書類名	提出部数等		備考
		書類	データ	
1	【様式1】子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業プロポーザル参加申込書	1部	○	
2	【様式2】誓約書	1部	○	
3	【様式4】会社概要書	1部	○	
4	【様式5】受託業務実績調書	1部	○	
5	企画提案書 ・表紙 ・基本方針・コンセプト ・類似業務運営実績 ・実施運営体制 ・企画・提案 (ブランド戦略、ビジュアル、キャッチコピー、子ども・若者を主体としたイベント、戦略的情報発信等)	正本1部 副本6部	○ 正本 副本	正本：企業名記載 副本： <u>企業名記載不可</u> A4サイズ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体スケジュール</li> <li>・事業見積書（明細書含む）</li> </ul>			
--	--	--	--	--

(2) 受付期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

（平日の午前9時から午後5時まで。受付期限厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと）

(3) 提出先

最終ページの問合せ先に記載の場所とする。

(4) 辞退

プロポーザル参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、速やかに【様式6】辞退届を郵送または持参により提出すること。

## 8 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書のルール（正本1部、副本6部）

- ① 企画提案書は原則A4横置き横書き上辺綴じとし、ページ番号を付し、またカラー印刷可能とする。
- ② 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ③ 企画提案書全体で20ページ以内とする。（表紙を付けること。但し表紙・見積書はページ数に含まない。）企画提案書に関連する内容及び写真等（動画を含む）をもってプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションにプロジェクターを使用する場合、PCについては、事業者自ら準備すること。（スクリーン、プロジェクター（EPSON：EB-FH52）及び電源（配線等含む）については本市で準備する。）
- ④ 公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

## 9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

スケジュールのとおり。

(2) 実施時間・場所

プレゼンテーション実施案内通知に詳細を記載する。スケジュールに示すプレゼンテーション実施案内通知日に、担当者宛にメールにて送付する。

(3) 実施方法

各事業者4名までの出席（受託後、本事業の担当者を含めるもの）とし、1事業者40分とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

## 10 受託候補者の選定

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、「子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業委託事業者選定委員会」において、厳正に審査の上、12「評価基準」に示す配点100点満点中60点以上を合格点とし、そのうえで最高得点者を受託候補者とし、最優先交渉権を得るものとする。ただし、最高得点を獲得した者が2事業者以上の場合、次の順に示す評価項目における得点上位者を受託候補者とし、最優先交渉権を得るものとする。

- (1) 評価項目のうち、8見積書を除く、1から7の評価項目（配点90点）
- (2) 評価項目のうち、4から7の評価項目（配点70点）

## 11 提案者が1事業者の場合

提案事業者が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、12「評価基準」に示す配点のうち、見積書の配点を除いた90点満点中54点（6割）以上の場合に受託候補者として決定する。

## 12 評価基準

別紙「子どもファーストのまち東大阪ブランディング事業 プロポーザル評価基準」のとおり

## 13 審査結果について

審査結果については、すべての提案事業者に対し書面を持って通知するとともに、企画財政部企画室企画課のウェブサイトにて公表する。

## 14 契約の締結

- (1) 選定委員会において決定された受託候補者は、本市との協議に基づき契約を締結する。契約締結に際しては、東大阪市財務規則のほか関係法令の規定に基づくものとする。
- (2) 業務の再委託については、原則禁止であるが、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### ※契約保証金について

契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。但し、東大阪市財務規則第117条第1項の規定により履行保証保険に加入する場合、または契約金額が500万円未満の場合は免除することができる。

## 15 その他

- (1) 各書類の作成及び提出、プレゼンテーションにかかる費用については、提案事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加申込書その他、提出された企画提案内容(提出書類)は返却しない。

問合せ先（提出先等）

577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 企画財政部 企画室 企画課（本庁舎12階）

電話 06-4309-3101（直通）

電子メール [kikaku@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kikaku@city.higashiosaka.lg.jp)